

○船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示（平成十年運輸省告示第三百三十七号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（船橋からの視界） 第二条（略） 一（略） 二 全長が五十五メートル以上の船舶の船橋における視界は、次に掲げる要件（当該船舶のバラスト水の張排水中であつては、イ及びハに掲げる要件を除く。）に適合するものであること。 イ、ニ（略）</p>	<p>（船橋からの視界） 第二条（略） 一（略） 二 全長が五十五メートル以上の船舶の船橋における視界は、次に掲げる要件に適合するものであること。 イ、ニ（略）</p>

○船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示（平成十年運輸省告示第三百七十九号）（第二条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（点検用交通設備等）  
第百四十五条（略）

（点検用交通設備等）  
第百四十五条（略）

バルクキャリア	区分		基準
	タンカー	その他のタンカー	
	<p>総トン数五〇〇トン以上のもの（国際航海（船舶安全法施行規則第一条第一項の国際航海をいう。以下同じ。）に従事しないものであつてもを除く。）</p>	<p>貨物倉及び貨物倉の区画の縦方向の長さが三メートル以上のもの</p>	<p>二組以上のハッチ（又はマンホール）及びはしごを設置すること。</p>
	<p>貨物倉の縦方向の長さが三五メートル未満のもの</p>	<p>貨物倉等が制水隔壁又は同様の構造物によつて仕切られ、かつ、当該貨物倉内において容易に通行できないものと。</p>	<p>一組以上のハッチ（又はマンホール）及びはしごを設置すること。</p>
	<p>その他のタンカー</p>	<p>管海官庁が差し支えないと認めるもの。</p>	<p>当該仕切られた区画ごとに一組以上のハッチ（又はマンホール）及びはしごを設置すること。</p>

バルクキャリア	区分		基準
	タンカー	その他のタンカー	
	<p>総トン数五〇〇トン以上のもの（国際航海（船舶安全法施行規則第一条第一項の国際航海をいう。以下同じ。）に従事しないものであつてもを除く。）</p>	<p>貨物倉及び貨物倉の区画の縦方向の長さが三メートル以上のもの</p>	<p>二組以上のハッチ及びはしごを設置すること。</p>
	<p>貨物倉の縦方向の長さが三五メートル未満のもの</p>	<p>貨物倉等が制水隔壁又は同様の構造物によつて仕切られ、かつ、当該貨物倉内において容易に通行できないものと。</p>	<p>一組以上のハッチ及びはしごを設置すること。</p>
	<p>その他のタンカー</p>	<p>管海官庁が差し支えないと認めるもの。</p>	<p>当該仕切られた区画ごとに一組以上のハッチ及びはしごを設置すること。</p>

2  
～  
3

(略)

〔及びはしごを設  
置すること。〕

2  
～  
3

(略)

すること。

○船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十号）（第三条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(避難場所)</p> <p>第一条の二 規程第二百二十二条の二の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 いずれか一の主垂直区域（船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）の主垂直区域をいう。）が火災により焼失した場合、又は、いずれか一の水密区画が浸水した場合において、当該火災又は浸水の影響を受けない場所であること。</p> <p>二 次に掲げる設備が設けられていること。</p> <p>イ 空気調和装置又は機械通風装置</p> <p>ロ 大便所</p> <p>ハ 主照明装置</p> <p>三 飲料水及び食料を備えること。</p> <p>四 旅客、船員又はその他の乗船者の看護に充てられる救護の場所に近接していること。</p> <p>五 当該場所の室温が著しく高温又は低温とならないための措置が講じられていること。</p> <p>(乗艇場所及び招集場所)</p> <p>第二条 規程第二百二十二条の二の二第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 〽三 (略)</p> <p>2 規程第二百二十二条の二の二第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 〽三 (略)</p> <p>(脱出経路)</p> <p>第三条 第一種船等（船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第三十七条第一項の第一種船等をいう。以下同じ。）（限定近海船）</p>	<p>(新規)</p> <p>(乗艇場所及び招集場所)</p> <p>第二条 規程第二百二十二条の二第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 〽三 (略)</p> <p>2 規程第二百二十二条の二第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 〽三 (略)</p> <p>(脱出経路)</p> <p>第三条 国際航海に従事する旅客船に設ける脱出経路に係る規程第二百二十二条の三第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p>

船舶救命設備規則(昭和四十年運輸省令第三十六号)第一条の二第七項の限定近海船をいう。以下同じ。)を除く。)に設ける脱出経路に係る規程第二百二十二条の三第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 旅客、船員又はその他の乗船者の居住又は使用に充てる場所(多層甲板公室(船舶防火構造規則第十一条の二の多層甲板公室をいう。以下同じ。))にあつては、各層)及び船員が通常業務に従事する場所のそれぞれから乗艇場所及び招集場所(救命艇及び救命いかだを備え付けていない船舶にあつては、管海官庁が、備え付ける救命設備の種類等を考慮して必要と認める場所)に通じるよう配置されたものであること。

二(十一) (略)

2 第一種船等(限定近海船を除く。)以外の船舶に設ける脱出経路に係る規程第二百二十二条の三第一項の告示で定める要件は、前項第一号から第九号までに掲げるとおりとする。

(非常標識)

第六条 (略)

一・二 (略)

三 三以上の主垂直区域を有する旅客船又は船の長さが一二〇メートル以上の旅客船(第一種船等(限定近海船を除く。))に限る。)の脱出経路に備え付けるものにあつては、火災によりいずれか一の主垂直区域が焼失した場合においても、他の主垂直区域内において、三時間以上その機能が損なわれないための措置が講じられたものであること。

(非常照明装置)

第七条 (略)

一(三) (略)

四 三以上の主垂直区域を有する旅客船又は船の長さが一二〇メートル以上の旅客船(第一種船等(限定近海船を除く。))に限る。)に設けるものにあつては、火災によりいずれか一の主垂直区域が焼失した場合においても、他の主垂直区域内において、三時間以上その機能が損なわれないための措置が講じられたものであること。

一 旅客、船員又はその他の乗船者の居住又は使用に充てる場所(多層甲板公室(船舶防火構造規則(昭和五十五年運輸省令第十一号)第十六条の二の多層甲板公室をいう。以下同じ。))にあつては、各層)及び船員が通常業務に従事する場所のそれぞれから乗艇場所及び招集場所(救命艇及び救命いかだを備え付けていない船舶にあつては、管海官庁が、備え付ける救命設備の種類等を考慮して必要と認める場所)に通じるよう配置されたものであること。

二(十一) (略)

2 国際航海に従事する旅客船以外の船舶に設ける脱出経路に係る規程第二百二十二条の三第一項の告示で定める要件は、前項第一号から第九号までに掲げるとおりとする。

(非常標識)

第六条 (略)

一・二 (略)

(非常照明装置)

第七条 (略)

一(三) (略)

(補助照明装置)

第八条の二 規程第二百二十二条の六の三の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 旅客室の主照明装置への給電が停止した場合に、自動的に点灯し、かつ、三〇分以上点灯するものであること。
- 二 非常電源又は旅客室内に設置された蓄電池から給電することができ  
るものであること。

(非常用制御場所)

第十一条 規程第二百二十二条の十二の告示で定める要件は、次の各号に掲げる設備のうち当該船舶に備え付けなければならないものの制御等をするための装置を有するものであることとする。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

- 一 非常標識（電気式のものに限る。）
- 二 載貨扉開閉表示装置
- 三 漏水検知装置及びテレビ監視装置（載貨扉からの漏水を確認するためのものに限る。）
- 四 テレビ監視装置その他の有効な監視装置（ロールオン・ロールオフ貨物区域若しくは車両区域における貨物の移動又は当該区域への関係者以外の者の立入りを監視するためのものに限る。）
- 五 浸水警報装置（旅客定員が三十六人以上の旅客船（平水区域を航行区域とするものを除く。）に備え付けるものに限る。）
- 六 電動通風装置
- 七 船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第五十一条に規定する水密すべり戸
- 八 船舶救命設備規則第八十二条に規定する警報装置
- 九 船舶消防設備規則第五条第一号に規定する消火ポンプ及び非常ポンプ
- 十 船舶消防設備規則第五条第四号に規定する固定式加圧水噴霧装置
- 十一 船舶消防設備規則第五条第六号に規定する自動スプリンクラ装置
- 十二 船舶消防設備規則第五条第九号に規定する機関室局所消火装置

(新設)

(新設)

- 十三 船舶消防設備規則第五條第十三号に規定する火災探知装置（位置識別機能付火災探知装置に限る。）
- 十四 船舶消防設備規則第五條第十四号に規定する手動火災警報装置
- 十五 船舶消防設備規則第五十二條の二に規定する警報装置
- 十六 船舶防火構造規則第十三條第三項に規定するA級防火戸
- 十七 船舶防火構造規則第十四條第二項に規定するB級防火戸
- 十八 船舶防火構造規則第十六條の二に規定する排気式機械通風装置

○航海用具の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十二号）

（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（浸水警報装置）

第三十七条の二 規程第四百四十六條の四十八の二第一号の船舶に備える検知器及び警報盤の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 検知器は、最高区画喫水（船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第二条第十二項における最高区画喫水をいう。）における船舶の毎センチメートル排水量（立法メートル）を超える容積を有する水密区画に設置されていること。ただし、最高区画喫水における船舶の毎センチメートル排水量が、三〇立方メートル以下の場合にあつては、三〇立方メートルを超える容積を有する水密区画に設置されてゐる場合。
- 二 警報盤は、検知器からの信号が伝達された場合に、船橋及び非常用制御場所（船橋に隣接する場所に設けるものに限る。）において、可視可聴の警報を発するものであること。

2] 規程第四百四十六條の四十八の二第二号の船舶に備える検知器及び警報盤の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 検知器は、貨物倉に浸水が生じた場合に、当該浸水の水面が当該貨物倉の船尾側において内底板から〇・三メートル以上の高さの位置及び内底板から上甲板下面までの垂直距離の一五パーセントに相当する高さを超えない高さの位置まで達したとき、警報盤に信号を伝達できるものであること。
- 二 警報盤は、検知器からの信号が伝達された場合に、船橋において可視可聴の警報を発するものであること。

第一号表（第二条関係）

船灯等の種類	色	水平斜光範囲	光達距離	摘要
(略)				

（浸水警報装置）

第三十七条の二 規程第四百四十六條の四十八の二第一項の告示で定める要件は、次の通りとする。

- 一 検知器は、貨物倉に浸水が生じた場合に、当該浸水の水面が当該貨物倉の船尾側において内底板から〇・三メートル以上の高さの位置及び内底板から上甲板下面までの垂直距離の一五パーセントに相当する高さを超えない高さの位置まで達したとき、警報盤に信号を伝達できるものであること。
- 二 警報盤は、検知器からの信号が伝達された場合に、船橋において可視可聴の警報を発するものであること。

第一号表（第二条関係）

船灯等の種類	色	水平斜光範囲	光達距離	摘要
(略)				



(略)	操船信号灯
	白
	三六〇度
	五海里
	次に掲げるところにより閃光を發することができるものであること。 イ〜ハ (略) ニ 閃光を急速に五回以上

(略)	操船信号灯
	白
	三六〇度
	五海里
	次に掲げるところにより閃光を發することができるものであること。 イ〜ハ (略) ニ 光を急速に五回以上

○船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

<p>（送水管）          第四条（略）          2・3（略）</p>	<p>（送水管）          第四条（略）          2・3（略）</p>
<p>4  三以上の主垂直区域を有する旅客船又は船の長さ（満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）第四条の船の長さをいう。）が百二十メートル以上の旅客船（第一種船等（限定近海船を除く。）に限る。）に配置する送水管にあつては、火災によりいずれかの主垂直区域が焼失した場合においても、他の主垂直区域において、三時間以上その機能が損なわれないための措置が講じられたものであること。</p>	
<p>（ノズル）          第七条（略）          一・二（略）          三 機関区域又は露出した場所に対する射水の用に供するものの内径は、最も小さい能力の消火ポンプを使用した場合において、第一種船にあつては第三十八条第二号、第三種船にあつては、第四十四条第一項第二号に規定する圧力の二条の射水により最大の放出量が得られるものであること。ただし、ノズルの先端の内径は、十九ミリメートルを超えることを要しない。</p>	<p>（ノズル）          第七条（略）          一・二（略）          三 機関区域又は露出した場所に対する射水の用に供するものの内径は、最も小さい能力の消火ポンプを使用した場合において、第一種船にあつては第三十八条第二号、第三種船にあつては、第四十五条第一項第二号に規定する圧力の二条の射水により最大の放出量が得られるものであること。ただし、ノズルの先端の内径は、十九ミリメートルを超えることを要しない。</p>
<p>（炭酸ガスを消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置）          第十条 炭酸ガスを消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。</p> <p>一（略）          イ 材料は、日本工業規格「高圧配管用炭素鋼鋼管」のもの又はこれと同等以上の効力を有するものであり、かつ、融点が摂氏九百二十五度を超えるものであること。</p>	<p>（炭酸ガスを消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置）          第十条 炭酸ガスを消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。</p> <p>一（略）          イ 材料は、日本工業規格「高圧配管用炭素鋼鋼管」のもの又はこれと同等以上の効力を有するものであること。</p>

ロシニ (略)

二・三 (略)

- 四 (略)
- 五 ガス貯蔵容器及び弁その他の圧力部品は、管海官庁が適当と認めるものであること。
- 六 (略)

ロシニ (略)  
ホ 制御弁により閉鎖状態となる管の部分には、圧力逃し弁を備え、その弁からの排気が船外に導かれるものであること。

ヘ 管及び関連する装置は適切に固定されていること。

二・三 (略)  
四 放出管は、自由通気試験を行うための付属の部品を取り付けたものであること。

五 (略)

六 ガス貯蔵容器、管及び弁その他の圧力部品は、管海官庁が適当と認めるものであること。

七 (略)

2 炭酸ガスを消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置であつて、炭酸ガスを冷却装置により液化し、低圧の状態に貯蔵する装置を有するものは、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 当該装置の制御装置及び冷却装置が設置されている場所に貯蔵容器が設置されていること。

二 貯蔵容器に次に掲げる装置等を備え付けていること。

イ 圧力計測装置

ロ 容器内の圧力が圧力逃し弁の作動圧力を超えた場合に警報を發する装置

ハ 容器内の圧力が一・八ニユートン毎平方ミリメートル未満となつた場合に警報を發する装置

ニ 止め弁がついた液化炭酸ガスを充てんするための管放出管

ホ 液位表示装置

ト 二組の圧力逃し弁

三 弁により閉鎖状態になり、かつ、各機器の許容圧力を超える圧力を生じる恐れのある管の部分に、圧力を逃がすための装置を備え付けていること。

四 国際航海に従事する旅客船であつて旅客定員が三十六人を超えるもの及び係留船には、次に掲げる場合に中央制御場所（船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第五十六条の中央制御場所をいう。）に可視可聴警報を發する装置を備え付けていること。

イ 貯蔵容器内の圧力が圧力逃し弁の作動圧力を超えたとき  
ロ 貯蔵容器内の圧力が一・八ニュートン毎平方ミリメートル未満となつたとき

ハ 冷却装置が作動しないとき

ニ 貯蔵容器内の液位が許容される最低位に達したとき

五 国際航海に従事する旅客船であつて旅客定員が三十六人を超えるもの及び係留船以外の船舶には、前号イからニまでの場合に可視可聴警報を発する装置（船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）第九十六条第四号イからトまでに規定する基準に適合するものに限り）を備え付けていること。

六 当該装置により複数の区域に炭酸ガスを放出する場合に、当該装置の制御装置により放出量を調整できること。

（呼吸具）

第三十二条（略）

2（略）

一〜四（略）

五 旅客定員が三十六人を超える第一種船又は第二種船（第二種船にあつては遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（限定近海船を除く。）に限る。）には、第三号及び第四号の容器に異物が混入することなく酸素又は空気を再充てんすることができる装置であつて、次のイ又はロのいずれかの要件に適合するものを備え付けなければならない。

イ 主電源及び非常電源から給電されるもの又は蓄電池から給電されるものであり、一分間に六十リットル以上四百二十リットル以下の容量の酸素又は空気を圧縮できること。

ロ 一の自蔵式呼吸具につき千二百リットル以上五万リットル以下の酸素又は空気を高圧で圧縮できること。

六 外洋航行船（船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第二条第一項の外洋航行船をいう。）（旅客定員が三十六人を超える第一種船及び第二種船（第二種船にあつては遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（限定近海船を除く。）に限る。）並びに限定近海貨物船を除く。）に第四号ただし書を適用する場合にあつては、酸素又は空

（呼吸具）

第三十二条（略）

2（略）

一〜四（略）

五 外洋航行船（船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第一条第一項の外洋航行船をいう。）（限定近海貨物船を除く。）に前号ただし書を適用する場合にあつては、酸素又は空気以外の異物を混入することなく当該容器に再充てんすることができる装置を、当該船舶に備え付けなければならない。

七 気以外の異物を混入することなく当該容器に再充てんすることができ  
る装置を、当該船舶に備え付けなければならない。  
(略)

(火災探知装置)

第三十四条 (略)

2 (略)

一〇七 (略)

八 第一種船及び第二種船(ただし、平水区域を航行区域とするものを  
除く。)の旅客室に設置される火災探知装置が感応した場合において  
当該旅客室に可聴警報が発せられるものであること。

六 (略)

(火災探知装置)

第三十四条 (略)

2 (略)

一〇七 (略)

○小型船舶の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十七号）

（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（船灯等の要件）</p> <p>第十九条 船灯（第四種マスト灯、第三種舷灯、第二種両色灯及び第二種三色灯を除く。）及び操船信号灯の要件に係る規則第八十三条の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 閃光灯及び操船信号灯は、航海用具の基準を定める告示第一号表に掲げるところにより閃光を発するものであること。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（船灯等の要件）</p> <p>第十九条 船灯（第四種マスト灯、第三種舷灯、第二種両色灯及び第二種三色灯を除く。）及び操船信号灯の要件に係る規則第八十三条の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 閃光灯及び操船信号灯は、船舶設備規程第九号表の三第五欄に掲げるところにより閃光を発するものであること。</p> <p>2 （略）</p>

○船舶の防火構造の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十八号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（多層甲板公室の保護）</p> <p>第五条の二 規則第十一条の二の告示で定める仕切りは、別表第四に定める仕切りとする。ただし、旅客定員が三十六人以下の旅客船に設ける多層甲板公室は、管海官庁が適当と認める仕切りで形成する囲壁の内部に設けることとする。</p> <p>（A級仕切りにおける開口）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>イニ （略）</p> <p>ホ 戸の下部に戸のわくを設けない戸は、不燃性の敷居を戸の下部に取り付けること。</p> <p>ハ 本の場合においては、下部の隙間が二ミリメートルを超えないように取り付けられること。</p> <p>二、四 （略）</p> <p>（B級仕切りにおける開口）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>一 B級仕切りにおける戸（戸のわく及び戸を閉鎖したときに当該戸を定着させる装置を含む。）は、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>イ 当該戸に設ける隔壁と同等の耐火性を有する不燃性材料のものであること。</p> <p>ロ 戸の下部に戸のわくを設けない戸は、下部の隙間が二五ミリメートルを超えないように取り付けられていること。</p> <p>二 （略）</p> <p>2、3 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（A級仕切りにおける開口）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>イニ （略）</p> <p>二、四 （略）</p> <p>（B級仕切りにおける開口）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>一 B級仕切りにおける戸（戸のわく及び戸を閉鎖したときに当該戸を定着させる装置を含む。）は、当該戸を設ける隔壁と同等の耐火性を有する不燃性材料のものであること。</p> <p>二 （略）</p> <p>2、3 （略）</p>

(通風装置)

第十条 (略)

2 規則第十六条第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 (略)

二 断面積が〇・〇七五平方メートル未満のダクト(甲板を貫通する垂直ダクトを除く。)は、鋼又は鋼と同等の材料のものであること(貨物区域内のものであること)。ただし、断面積が〇・〇二平方メートル以下、長さが二メートル以下のダクトであつて管海官庁が適当と認めるものについては、この限りでない。

三〇七 (略)

八 旅客定員が三六人を超える旅客船の主洗濯室(大型業務用洗濯機等が設置され、主として船員が業務として旅客室の敷布等の洗濯及び乾燥等を行う部屋をいう。以下同じ。)からの排気用のダクトは、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 清掃のため容易に取り外すことができるフィルターが取り付けられていること。

ロ ダクトの下端に自動閉鎖型の防火ダンパー(主洗濯室内において遠隔で操作できるものに限る。)が備え付けられていること。

九 主洗濯室内において、送風機を停止するための遠隔操作装置が備え付けられていること。

十・十一 (略)

(隔壁及び甲板)

第二十条 規則第二十五条第一項の告示で定める仕切りは、次のとおりとする。

一 (略)

(通風装置)

第十条 (略)

2 規則第十六条第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 (略)

二 断面積が〇・〇七五平方メートル未満のダクト(甲板を貫通する垂直ダクトを除く。)は、不燃性材料のものであること(貨物区域内のものであること)。ただし、断面積が〇・〇二平方メートル以下、長さが二メートル以下のダクトであつて管海官庁が適当と認めるものについては、この限りでない。

三〇七 (略)

八・九 (略)

(隔壁及び甲板)

第二十条 規則第二十五条第一項の告示で定める仕切りは、次のとおりとする。

一 (略)

二 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶(限定近海船(船舶救命設備規則(昭和四十年運輸省令第三十六号)第一条の二第七項の限定近海船をいう。以下同じ。))を除く。)の隔壁及び甲板であつて前号の隔壁及び甲板以外のものは、当該隔壁及び甲板の隣接する場所に応じて、別表第六及び別表第七に定める仕切りでなければならない。ただし、旅客定員が三六人以下の船舶の隔壁及び甲板は、管海官庁が適当と



二〇四 (略)

五 連続B級天井張り又は内張りが施された隔壁又は甲板については、これを一体とみなして、前四号の規定を適用する。

(準用規定)

第二十一条 第十七条第一項の規定は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶について準用する。

2 第三条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十七条第二項及び第三項並びに第十八条の規定(第六条第一項第二号及び第四号を除く。)

は、規則第二十七条第一項において準用する規則第八条第二項、第九条第三項、第十条第一項、第十一条の二、第十二条第二項及び第四項、第十三条第二項及び第三項、第十四条第二項、第三項及び第四項、第十五条、第十六条第二項、第十六条の二、第十六条の三、第十七条第一項及び第二項、第十九条第一項及び第三項、第二十條第四項及び第六項、第二十二條第二項第二号、同条第三項並びに第二十三條第一項の規定について準用する。この場合において、第六条第二項中「前条」とあるのは「第二十条」と、「別表第三及び別表第四」とあるのは「別表第五(甲板に係る部分に限る。 )及び別表第七」と、第七条第一項中「旅客定員が三十六人以下の船舶にあつては、自動スプリンクラ装置」とあるのは「自動スプリンクラ装置」と、同条第二項第二中「車両区域の出入口に設けるものであつて自動閉鎖の動力閉鎖装置を有するもの」とあるのは「通常閉鎖されているもの」と、「制御場所(規則第五十六条の船舶にあつては、同条に規定する中央制御場所。次項において同じ。 )」とあるのは「制御場所」と、第十条第七号中「排気ダクト」とあるのは「排気ダクトであつて、居住区域又は可燃性物質のある場所を通るもの」と読み替えるものとする。

3 5 (略)

(通風装置)

第二十六条 (略)

2 (略)

一 鋼又は鋼と同等のものであること。ただし、断面積が〇・〇二平方

認める仕切りとすることができる。

三〇五 (略)

六 連続B級天井張り又は内張りが施された隔壁又は甲板については、これを一体とみなして、前五号の規定を適用する。

(準用規定)

第二十一条 第十七条第一項の規定は、遠洋区域及び近海区域を航行区域とする船舶について準用する。

2 第三条、第六条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十七条第二項及び第三項並びに第十八条の規定(第六条第一項第二号及び第四号を除く。 )は、規則第二十七条第一項において準用する規則第八条第二項、第十二条第二項及び第四項、第十三条第二項及び第三項、第十四条第二項、第三項及び第四項、第十五条、第十六条第一項及び第二項、第十六条の二、第十六条の三、第十七条第一項及び第二項、第十九条第一項及び第三項、第二十條第四項及び第六項、第二十二條第二項第二号、同条第三項並びに第二十三條第一項の規定について準用する。この場合において、第六条中「前条」とあるのは「第二十条」と、「別表第三及び別表第四」とあるのは「別表第五(甲板に係る部分に限る。 )及び別表第七」と、第七条第一項中「旅客定員が三十六人以下の船舶にあつては、自動スプリンクラ装置」とあるのは「自動スプリンクラ装置」と、同条第二項第二中「車両区域の出入口に設けるものであつて自動閉鎖の動力閉鎖装置を有するもの」とあるのは「通常閉鎖されているもの」と、「制御場所(規則第五十六条の船舶にあつては、同条に規定する中央制御場所。次項において同じ。 )」とあるのは「制御場所」と、第十条第七号中「排気ダクト」とあるのは「排気ダクトであつて、居住区域又は可燃性物質のある場所を通るもの」と読み替えるものとする。

3 5 (略)

(通風装置)

第二十六条 (略)

2 (略)

一 不燃性材料のものであること。ただし、断面積が〇・〇二平方メ

メートル以下、長さが二メートル以下のダクトであつて管海官庁が適當と認めるものについては、この限りでない。

二(四) (略)

五 前号のダクトには、容易に取り外すことができるグリース止め及びダクトの両端に防火ダンパーが取り付けられていること。

六 (略)

(火災時に安全帰港するための措置)

第四十六条の二 規則第五十六条の二の告示で定める装置等は、次に掲げるものとする(当該装置等が設置されていない場合を除く。)

一 船舶設備規程第三百二十五条に規定する操舵装置

二 船舶設備規程第四百四十六条の四十八の二に規定する浸水警報装置(同条第一号の船舶に備え付けるものに限る。)

三 船舶区画規程第五十一条に規定する水密すべり戸

四 船舶区画規程第七十八条に規定するビルジ管装置

五 船舶機関規則(昭和五十九年運輸省令第二十八号)第一条第一号に規定する機関

六 船舶救命設備規則第四十一条に規定する持運び式双方向無線電話装置、第四十一条の二に規定する固定式双方向無線電話装置又は第四十一条の三に規定する船舶航空機間双方向無線電話装置

七 船舶救命設備規則第八十二条に規定する警報装置

八 船舶消防設備規則第五条第一号ハに規定する送水管

九 船舶消防設備規則第五条第二号に規定する固定式鎮火性ガス消火装置

十 船舶消防設備規則第五条第三号に規定する固定式泡消火装置

十一 船舶消防設備規則第五条第四号に規定する固定式高膨張泡消火装置

十二 船舶消防設備規則第五条第五号に規定する固定式加圧水噴霧消火装置

十三 船舶消防設備規則第五条第六号に規定する自動スプリンクラ装置

十四 船舶消防設備規則第五条第九号に規定する機関室局所消火装置

十五 船舶消防設備規則第五条第十三号に規定する火災探知装置(位置識別機能付火災探知装置に限る。)

トル以下、長さが二メートル以下のダクトであつて管海官庁が適當と認めるものについては、この限りでない。

二(四) (略)

五 前号のダクトには、容易に取り外すことができるグリース止め及びダクトの下方末端に防火ダンパーが取り付けられていること。

六 (略)

(新設)

十六 船舶消防設備規則第五十二条の二に規定する警報装置

十七 船舶構造規則(平成十年運輸省令第十六号)第五十八条に規定するビルジ管装置及びバラスト管装置

十八 その他管海官庁が定める装置等

2 規則第五十六条の二の告示で定める船内の場所は、次のとおりとする

一 船橋

二 機関制御室

三 避難場所

四 船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十三号)第三条の三第

二項第二号に規定する作業の現場における指揮者及びその代行者がいる場所

別表第1(第5条関係)

(略)

備考

1 (略)

(1) (6) (略)

(7) 火災の危険性が中程度である居住区域等

イ・ロ (略)

ハ 居住区域にある床面積が四平方メートル未満のロッカー室及び

貯蔵品室であつて可燃性液体が収納されていないもの、裸火を使

用しない調理室、可燃性液体を収納しない掃除器具用ロッカー及

び実験室、薬局、床面積が四平方メートル以下の乾燥室、金庫室

並びに手術室

(8) 火災の危険性の多い居住区域

床面積が五〇平方メートル以上の公室であつて火災の危険性が中程度の居住区域等以外の場所、サウナ、売店、理髪室及び美容室

備考

1 (略)

(1) (6) (略)

(7) 火災の危険性が中程度である居住区域等

イ・ロ (略)

ハ 居住区域にある床面積が四平方メートル未満のロッカー室及び

貯蔵品室であつて可燃性液体が収納されていないもの、売店、裸

火を使用しない調理室、可燃性液体を収納しない掃除器具用ロッ

カー及び実験室、薬局、床面積が四平方メートル以下の乾燥室、

金庫室並びに手術室

(8) 火災の危険性の多い居住区域

床面積が五〇平方メートル以上の公室であつて火災の危険性が中程度の居住区域等以外の場所、サウナ、理髪室及び美容室

別表第1(第5条関係)

(略)

○船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示（平成二十年国土交通省告示第千四百五十八号）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	<p style="text-align: center;">（ビルジ管装置）</p> <p style="text-align: center;">第十二条（略）</p> <p style="text-align: center;">一〇十三（略）</p> <p>十四 三以上の主垂直区域を有する旅客船又は船の長さが一二〇メートル以上の旅客船（第一種船等（船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第三十七条第一項の第一種船等をいう。（限定近海船（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第一条の第二項に規定する限定近海船をいう。）を除く。）に限る。）に設けるビルジ管装置にあつては、火災によりいずれか一の主垂直区域が焼失した場合においても、他の主垂直区域において、三時間以上その機能が損なわれないための措置が講じられたものであること。</p>
現 行	<p style="text-align: center;">（ビルジ管装置）</p> <p style="text-align: center;">第十二条（略）</p> <p style="text-align: center;">一〇十三（略）</p>

○改正告示の附則

改 正 案

現 行

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、平成二十二年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第三条中船舶の脱出設備を定める告示第三条の改正規定（同条第一項第一号の改正規定を除く。）並びに第七条中船舶の防火構造の基準を定める告示第二十条の改正規定及び第二十一条の改正規定（「第三条、第六条」を「第三条」に改める部分及び「第八条第二項」の下に「、第九条第三項、第十条第一項、第十一条の二」を加える部分に限る。）は、平成二十四年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示による改正後の船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示第六条第三号及び第七条第四号、船舶の消防設備の基準を定める告示第四条第四項並びに船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示第十二条第十四号の規定は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第二種船（船舶救命設備規則第一条の第二項の第二種船をいう。）であつて施行日以後平成二十四年一月一日前に建造されるものについては適用しない。

第三条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船舶」という。）については、この告示による改正後の船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示、航海用具の基準を定める告示、船舶の消防設備の基準を定める告示、船舶の防火構造の基準を定める告示（第七条及び第八条の規定を除く。）及び船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 施行日前に設置されたA級仕切りにおける戸（船舶の防火構造の基準を定める告示第七条第二項第一号のA級仕切りにおける戸をいう。）及びB級仕切りにおける戸（同告示第八条第一項第一号のB級仕切りにおける戸をいう。）については、この告示による改正後の船舶の防火構造の基準を定める告示第七条及び第八条の規定にかかわらず、なお従前の

例によることができる。

3 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前二項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

4 施行日以後平成二十四年一月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、附則第一条のただし書に規定する改正規定による改正後の船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示及び船舶の防火構造の基準を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

5 施行日以後平成二十四年一月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶であつて同日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。